

被災自治体における公文書管理の現状と課題 —福島県富岡町を事例に—

牛来樹璃

2011年4月1日、「公文書等の管理に関する法律(以下「公文書管理法」とする)」が施行された。これを機に地方自治体には、公文書管理法の趣旨に則って文書管理を行わなければならない、という努力義務が課されることとなった。しかしながら、公文書管理法及び各自治体における文書管理規程は、災害時などの非常時における文書管理を想定していなかった。

このような状況の中で、2011年3月11日に東日本大震災が発生した。福島県富岡町では、福島第一原子力発電所の事故による全町避難によって、公文書管理法や自治体の文書管理規程に則って文書管理を行うことが困難になった。しかし、問題となる被災自治体における文書管理の全容は未だ明らかになっておらず、具体的にどのような課題が生じていたのか、ということも不明であった。

そこで本研究の目的は、激甚災害の被災自治体で行われていた文書管理の実態から現状に至るまでの過程及び被災後に発生した文書を明らかにし、今後の公文書管理や文書評価選別基準の策定に資することを目的とする。

本研究では、福島県富岡町を研究対象とし、富岡町役場内の現用文書及び避難先における收受・作成文書に焦点を当てた。研究方法は、『富岡町震災記録誌』(2017年3月刊)や広報誌を中心とする文献調査と、町役場の文書管理担当者へのインタビュー調査である。文献調査の結果、本庁舎の役場機能を移した福島県郡山市のほか、いわき市、大玉村、三春町、檜葉町において連絡所、出張所、支所、分室が設置されていたことが明らかになった。次に文献調査の結果に基づいて、インタビュー調査に用いる質問事項を作成し、二回にわたって聞き取り調査を行った。調査にあたって、各地に設置された仮役場、連絡所、出張所、事務所、支所、分室における業務内容とその変遷に関する質問事項と、業務に伴う文書の移動及び作成の実態に関する質問事項を作成した。

この結果、郡山市内に「富岡町仮役場」を設置した2011年3月17日の時点で、初めて本庁舎から文書を持ち出したこと、いわき市、大玉村、三春町の連絡所等には本庁舎から持ち出した文書は存在しなかったことが明らかになった。また、各拠点における業務変遷と收受・作成文書の概要が明らかになった。さらに、文書管理システム等に障害が発生した被災直後の状況下では、通常の手順・様式に従った文書作成や文書管理が困難になり、作成文書や文書管理に混乱が生じたことなどが判明した。

現在の富岡町役場における公文書管理の課題は、第一に、非常時を想定した文書管理の環境及び体制が整っていないことである。第二に、震災関係の公文書と資料、及び現状の組織体制に対応した文書管理システムが確立されていないことである。

今後は、各自治体で被災自治体の教訓を踏まえた文書管理規程等を作成し、文書の管理体制の整備を行っていくことが必要であると考えます。

(指導教員 白井哲哉)